

										業務係		旭川廃棄物処理センター			
取締役部長	次長	総務課	課長	係長	主任	係	主管課	課長	課長補佐	係長	主幹・所長	主査	主任	係	

産業廃棄物処理委託契約申込書

平成 年 月 日

(あて先) (株)旭川振興公社 〒 -

住 所 _____

(フリガナ) _____

氏名又は名称 _____

代 表 者 _____ (印)

TEL _____ FAX _____

(工事名等) _____

(担当者名) _____

次のとおり、産業廃棄物の処理をたく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、委託契約を申し込みます。

廃棄物の種類	処分単価(10kg毎)	予定数量(kg)	予定金額	備考
がれき類(埋立処理)	10 円		円	※廃棄物の種類はその材質ごとに記載願います。
がれき類(破碎リサイクル処理)	110 円		円	
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	50 円		円	※処分単価には消費税を含みます。
廃プラスチック類	(A) 外形寸法が概ね15cm未満のもの	50 円	円	
	(B) 外形寸法が概ね15cm以上のもの	205 円	円	
	(C) 外形寸法が概ね100cm以上のもの	515 円	円	
	廃タイヤ	205 円	円	
	ホイール付き廃タイヤ	255 円	円	
発泡スチロール・ウレタン	2,570 円		円	
金属くず	50 円		円	※廃棄物の種類：詳しくは、旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表をご確認ください。
安定型混合物 外形寸法が概ね15cm未満の廃プラ混入物	50 円		円	
安定型混合物 外形寸法が概ね15cm以上の廃プラ混入物	515 円		円	
石綿含有産業廃棄物	255 円		円	
汚泥	含水率30%未満	205 円	円	
	含水率50%未満	255 円	円	
	含水率50%~85%	310 円	円	
木くず(破碎リサイクル処理)	50 円		円	
紙くず	255 円		円	
繊維くず	255 円		円	
曇	255 円		円	
廃石膏ボード	360 円		円	
窯業系サイディング	360 円		円	
動植物性残さ(発酵処理)	255 円		円	
燃え殻	255 円		円	
ばいじん	255 円		円	
鉱さい	(施行令第6条第1項第3号イ(6)の規定により環境大臣が指定する産業廃棄物に限る)	255 円	円	
廃油(タールビッチ類に限る)	255 円		円	
廃電機製品類	2,055 円		円	
廃家具類	2,055 円		円	
選別不能物	(A) ビニールクロス(ビニールと紙の複合物)	410 円	円	
	(B) 金属サイディング、プリント配線盤、木目板等	515 円	円	
	(C) 廃石膏ボードと他の廃棄物が混合したもの	615 円	円	
特別管理産業廃棄物 廃石棉等(アスベスト)	1,545 円		円	
選別手数料	50 円		円	
前処理手数料	50 円		円	
合 計			円	

北海道循環資源利用促進税：平成20年4月1日から最終処分(埋立処分)する廃棄物の重量に応じて10kg当たり10円が課税されます。

契 約 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 更新 限定

氏 名			支 払 条 件
住 所			<input type="checkbox"/> 保証金 円
搬入許可都道府県・政令市	北海道・旭川市	北海道・旭川市	<input type="checkbox"/> 預入による後払い
搬入許可の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	() (払)
事業者 (該当する事項に○を付けて下さい。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石膏	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石膏	<input type="checkbox"/> 後納(官公庁限定)
			<input type="checkbox"/> その他
許可の条件	なし・()	なし・()	
許可番号	第 号	第 号	

振興公社 上記のとおり、契約締結してよろしいか。 契約番号 _____ 本書持参者

契 約 年 月 日 平成 年 月 日

契 約 書 申込時預かり 決済後連絡作成 印紙済 印紙未 契約書郵送希望 契約書手渡し(H . . .) 契約書送付(H . . .) 受付

契約書は、後日(本社・センター)へ(郵送・持参)

欄 記事

取締役部長	次長	総務課	課長	係長	主任	係	主管課	課長	課長補佐	業務係	旭川廃棄物処理センター			
										係長	主幹・所長	主査	主任	係

産業廃棄物処理委託（変更・追加）契約申込書 平成 年 月 日

（あて先）(株)旭川振興公社 〒 -

住 所 _____
 （フリガナ） _____
 氏名又は名称 _____
 代 表 者 _____ ⑩
 TEL _____ FAX _____
 （工事名等） _____
 （担当者名） _____

次のとおり、産業廃棄物の処理をたく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、委託契約を申し込みます。

廃棄物の種類	処分単価(10kg毎)	予定数量(kg)	予定金額	備考
がれき類(埋立処理)	10円		円	※廃棄物の種類はその材質ごとに記載願います。
がれき類(破砕リサイクル処理)	110円		円	
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	50円		円	※処分単価には消費税を含みます。
廃プラスチック類	(A) 外形寸法が概ね15cm未満のもの	50円	円	
	(B) 外形寸法が概ね15cm以上のもの	205円	円	
	(C) 外形寸法が概ね100cm以上のもの	515円	円	
	廃タイヤ	205円	円	
ホイール付き廃タイヤ	255円	円		
発泡スチロール・ウレタン	2,570円		円	
金属くず	50円		円	※廃棄物の種類：詳しくは、旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表をご確認下さい。
安定型混合物 外形寸法が概ね15cm未満の廃プラ混入物	50円		円	
安定型混合物 外形寸法が概ね15cm以上の廃プラ混入物	515円		円	
石綿含有産業廃棄物	255円		円	
汚泥	含水率30%未満	205円	円	
	含水率50%未満	255円	円	
	含水率50%~85%	310円	円	
木くず(破砕リサイクル処理)	50円		円	
紙くず	255円		円	
繊維くず	255円		円	
曇	255円		円	
廃石膏ボード	360円		円	
窯業系サイディング	360円		円	
動植物性残さ(発酵処理)	255円		円	
燃え殻	255円		円	
ばいじん	255円		円	
鋳さい	(施行令第6条第1項第3号イ⑥の規定により環境大臣が指定する産業廃棄物に限る)	255円	円	
廃油(タールビッチ類に限る)	255円		円	
廃電機製品類	2,055円		円	
廃家具類	2,055円		円	
選別不能物	(A) ビニールクロスビニールと紙の複合物	410円	円	
	(B) 金属サイディング、プリント配線盤、木目板等	515円	円	
	(C) 廃石膏ボードと他の廃棄物が混合したもの	615円	円	
特別管理産業廃棄物 廃石綿等(アスベスト)	1,545円		円	
選別手数料	50円		円	
前処理手数料	50円		円	
合 計			円	

北海道循環資源利用促進税：平成20年4月1日から最終処分（埋立処分）する廃棄物の重量に応じて10kg当たり10円が課税されます。

契 約 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 更新 限定

氏 名 _____ 支 払 条 件 _____

住 所 _____ 保証金 円

搬入許可都道府県・政令市 北海道・旭川市 北海道・旭川市 預入による後払い。

入許可の有効期限 平成 年 月 日 平成 年 月 日 () 払

事業者の 事業の範囲 (該当する事項に○を付けて下さい。) 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石綿。 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石綿。 後納(官公庁限定)

許可の条件 なし・() なし・()

許可番号 第 号 第 号

振興公社処理欄 上記のとおり、契約締結してよろしいか。 契約番号 _____ 本書持参者

契約年月日 平成 年 月 日

契 約 書 申込時預かり 決済後連絡作成 印紙済 印紙未 契約書郵送希望 契約書手渡し(H . . .) 契約書送付(H . . .) 受付

契約書は、後日(本社・センター)へ(郵送・持参)

記事 _____